

事業報告書

(第二期中期目標期間)

独立行政法人工業所有権情報・研修館

目 次

I 独立行政法人工業所有権情報・研修館の概要

1. 設立年月日
2. 設立根拠法
3. 目的
4. 主務大臣
5. 資本金
6. 職員数
7. 業務の範囲
8. 沿革
9. 事務所・地方閲覧室の所在地
10. 役員の状況
11. 運営費交付金

II 事業の概要

1. 公報の閲覧業務
2. 審査審判関係図書等整備業務
3. 特許流通促進業務
4. 工業所有権情報普及業務
5. 工業所有権相談業務
6. 人材育成業務

III 第二期中期目標の達成状況

1. 中期目標の期間
2. 業務運営の効率化に関する事項
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
4. 財務内容の改善に関する事項
5. その他業務運営に関する重要事項

I 独立行政法人工業所有権情報・研修館の概要

1. 設立年月日

平成13年4月1日

2. 設立根拠法

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号 平成11年7月16日）

独立行政法人工業所有権情報・研修館法

（平成11年法律第201号 平成11年12月22日）

3. 目的

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。

4. 主務大臣

経済産業大臣

5. 資本金

なし

6. 職員数

97名（平成23年3月末現在／役員を除く）

7. 業務の範囲

- 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを読覧させ、又は観覧させること。
- 二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを読覧させること。
- 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 五 工業所有権に関する相談に関すること。
- 六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。
- 七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。
- 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

8. 沿革

平成13年 4月 「独立行政法人工業所有権総合情報館」設立

平成16年10月 「独立行政法人工業所有権情報・研修館」に改称
情報普及業務及び人材育成業務を開始

平成19年 1月 情報システム業務等を開始

9. 事務所・地方閲覧室の所在地

事務所等	所在地
事務所(本部)	東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁庁舎2F
事務所(別館)	東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業表別館
札幌閲覧室	札幌市北区北7条西4 新北海道ビルディング11F
仙台閲覧室	仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル7F
名古屋閲覧室	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビルB2F
大阪閲覧室	大阪市天王寺区伶人町2-7 関西特許情報センター1F
広島閲覧室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館
高松閲覧室	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2F
福岡閲覧室	福岡市博多区博多駅東2-6-23 博多駅前第2ビル2F
那覇閲覧室	那覇市おもろまち4-17-9 TNビル3F

10. 役員の状況

(平成23年3月末現在)

役員	氏名	任期(就任回数)	就任	前歴(又は現職)
理事長	清水 勇	2年(4回)	H16. 11. 1	財団法人理工学振興会 専務理事
理事	門平 輝彦	2年(3回)	H17. 7. 1	財団法人工業所有権協力センター 財務部長
監事	田中 昌利	2年(1回)	H22. 7. 1	(職)長島・大野・常松法律事務所
監事	原田 忠昭	2年(2回)	H19. 8. 1	(職)公認会計士税理士原田忠昭事務所 所長

11. 運営費交付金

(単位：百万円)

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
12, 773	14, 232	13, 659	13, 249	12, 787	66, 700

II 事業の概要

1. 公報の閲覧業務

我が国の特許公報等及び外国公報等を収集・保管し、一般の閲覧に供している。

本館では、特許審査官端末及びCD/DVD公報閲覧用機器等により電子媒体の特許公報等を閲覧に供するほか、紙媒体の特許公報等も閲覧に供している。

経済産業局等特許室に隣接した各地の閲覧室（全国7箇所）においても電子媒体の特許公報等の閲覧及びこれら閲覧に関する相談・支援を行っている。

2. 審査審判関係図書等整備業務

特許庁の審査・審判業務に必要な図書及び技術文献等を収集し、特許庁に提供するとともに一般の閲覧に供している。また、審査・審判の最終処分（特許・登録、拒絶等）が確定した出願書類及び審判記録（包袋）を特許庁から受け入れ、出納、保管等の管理業務を行っている。

3. 特許流通促進業務

知的創造サイクルの重要な要素である特許の活用を促進する観点から、開放特許（大企業、大学等が保有する特許であって、他者の実施に供する用意のあるもの）が中小・ベンチャー企業等において有効に活用されるよう円滑な情報提供を行うとともに、特許流通に係る専門人材の育成を促進することにより、開放特許の流通等が民間や地方公共団体等の関係者間で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境を整備するため、以下の業務を行っている。

(1) 人材活用等による特許流通の促進

自立的な特許流通市場の早期育成を目的として、特許流通の促進を支援する専門人材（特許流通アドバイザー）を地方公共団体等に派遣し、特許流通や技術移転に係る相談、仲介及び普及啓発を実施。

また、自立的な特許流通に関する環境を整備するため、地域において技術移転に関わる人材を育成。

(2) 開放特許情報等の情報提供・活用の促進

特許流通データベースを整備し、開放特許に関する情報量の増大を図り、それらをより簡便に提供するサービスや開放特許を活用するために必要な情報を提供。開放特許活用例集を作成し、事業化の可能性が高いと思われる案件を提供。

また、中小・ベンチャー企業等による特許情報を活用した技術開発を支援するため、専門家の派遣等により特許電子図書館などを用いた特許情報の検索方法や活用方法の普及を実施。

(3) 知的財産権取引業の育成支援のための環境整備

自立的な特許流通市場に必要な知的財産権取引ビジネスを振興するため、事業の認知度の拡大及び当該事業者のユーザーへの紹介を行うなどの環境を整備。知的財産権取引業者データベースの整備、特許ビジネス市、国際特許流通セミナー、特許流通講座を開催。また、地域版特許ビジネス市への支援を実施

(4) 特許流通に関する調査

特許流通の円滑な拡大・定着のための環境を整備するため、内外の特許流通事業の現状及び特許流通市場の育成状況の調査・分析を実施。

4. 工業所有権情報普及業務

特許庁が保有する膨大な工業所有権情報や他国の工業所有権庁との協力等で得られた情報を積極的に提供し、先行技術調査を効率的に実施できる環境を用意することにより、特許庁における審査・審判の迅速・的確化、重複研究の回避による研究開発効率の向上等が図られるよう、以下の業務を行っている。

(1) 工業所有権情報の普及及び提供

工業所有権情報を迅速かつ容易に検索できる特許電子図書館を充実させ、インターネットを介して広く公開している。また、企業等における工業所有権情報の活用や民間事業者による多様で高付加価値サービスの提供に資するため、工業所有権情報を利用しやすい形式に整理し外部に提供。

(2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用

他国の工業所有権情報を収集及び管理し、かつ、ニーズの高い外国特許公報について和文抄録を作成。また、特許庁が保有する工業所有権情報を英訳し、他国における我が国出願人の的確な権利保護等のために提供。

(3) 審査結果情報の提供システムの整備・運用

他国における我が国出願人の権利取得の迅速化に貢献するため、特許庁が行った審査結果や出願書類等に関する情報を英語で他国の工業所有権庁に提供する自動翻訳システムを整備・運用。

5. 工業所有権相談業務

相談窓口を常設して、特許、実用新案、意匠及び商標等の出願手続き等、工業所有権に関する一般的な相談に応じるとともに、併せて、文書・電話・電子メールによる相談にも応じている。

6. 情報システム関連業務

電子出願ソフトや公報システム等の整備・管理、その他特許庁の審査・審判業務に必要な資料等の電子データ整備を行う等、情報提供事業等の基盤となる情報システムの整備を行っている。

(1) 公報システム整備・管理業務

特許庁の公報発行計画に支障をきたさぬよう、適切な公報システムの整備・管理を行っている。また、制度改正等必要に応じて公報システムの機能改善を行う。

(2) 電子出願普及等業務

電子出願ソフトの整備・管理を行うとともにユーザーに対する普及を図るため、中小・ベンチャー企業に対する普及説明会等を実施するとともに、電子出願ソフトサポートセンターにおいて操作方法等に関する支援を行っている。

7. 人材育成業務

知的財産関連業務を支える人材の育成を図り、特許庁における審査・審判の迅速化や企業等における知的財産戦略の策定、権利の適切な保護及びその活用等に貢献するための事業を行う。

(1) 特許庁職員に対する研修

特許庁が定めた研修の基本方針・計画等に基づき、審査・審判系職員及び事務系職員に対する研修を着実に実施。特に、特許審査迅速化のため採用された任期付職員（特許審査官補）に対しては、審査官として必要な知識及び実務能力等の早期修得を目的とした研修を実施。また、特許庁職員に対して、国際化、情報化、行政ニーズの変化等への対応能力及び法的専門能力の向上を目的とした各種研修を実施。

(2) 特許庁職員以外の者に対する研修

民間において知的財産関連業務をさせる人材の育成のため、特許庁における審査・審判事務等の実施において培ってきたノウハウに基づいた研修を実施。

特許庁調査業務実施者育成研修実施要綱に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者を育成するための研修を実施。

工業所有権制度に精通した人材（弁理士、弁護士、企業の知財部員等）を対象とした討論形式の研修、中小・ベンチャー企業等を対象とした、基礎的研修、権利侵害の模擬体験等を含めた研修を実施。

(3) 情報通信技術を活用した研修

特許庁職員を含む知的財産関連人材全般の研修機会を拡大し、ニーズに応じた多様な研修を提供。eラーニングによる研修を実施するための検討、準備を実施。研修テキストは順次インターネット上で公開。

Ⅲ 第二期中期目標の達成状況

1. 中期目標の期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）

2. 業務運営の効率化に関する事項

〔中期目標の内容〕

（1）業務の効果的な実施

独立行政法人の特長を最大限に活かし、その目標達成に適応した人材の的確な配置や柔軟な組織運営を行い、業務の効果的な実施を図る。

（2）業務運営の合理化

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施により、既に策定された「特許庁業務・システム最適化計画」（平成16年10月5日策定、平成17年8月23日改定）と連動しつつ、業務・システムの最適化を推進し、業務運営の合理化を図る。

（3）業務の適正化

運営費交付金を充当して行う業務については、第二期中期目標期間中、新規追加・拡充部分を除き、一般管理費について毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行うとともに、業務経費について期間中平均で前年度比4%程度の効率化を行う。その際、委託等により実施されている業務を始めとする各業務については、徹底的な業務の合理化の検討等を進めるとともに、可能な限り随意契約に代えて競争的手法による契約とすること等により、委託費等の縮減など一層の効率化を図る。また、引き続き随意契約によらざるを得ない委託等については、その客観性、妥当性等を確保するため透明性を高めるなど業務の適正化を図る。

（4）人件費削減の取組

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

〔達成実績〕

（1）業務の効果的な実施

業務を効果的に実施するために、必要に応じて人員配置や組織体制を見直し、柔軟な組織運営を行った。

・主な実施内容

【平成18年度】業務移管を円滑に進めるための臨時的な体制として、総務部を中心に関係部門職員から構成されるプロジェクトチームを18年5月に発足させ、特許庁と連携を図りながら、部門内の人員体制、関連する契約事務の先行検討と手続き、その他課題の解決に向けた作業を行い、移管を滞りなく完了させた。

【平成19年度】密接に関連する業務を行っている情報提供部と情報管理部を同フロアー（特許庁ビル2F）に配置（移転）し有機的な業務運営を可能とするための環境整備を行った。具体的には、第一公報閲覧室に設置のIPDL専用端末の設置台数を利用実態を把握・考慮し、見直し（削減）を行い、その後の空きスペースに情報管理部（特許庁ビル4Fから移設）を配置した。

【平成20年度】特許電子図書館（IPDL）のインターネットによる提供の利用拡大に伴う公報閲覧室の閲覧者数の減少に合わせて、閲覧機器等の台数を見直す（158台（19fy）→155台（20fy）→88台（21fy））とともに第一公報閲覧室の受付業務等に従事する派遣職員数の見直しを実施した。（6人→5人、平成21年1月）

【平成21年度】研修業務の効果的な実施（利用者ニーズに対応したスペースの有効活用）
知財に関する農水省との連携や弁理士の育成支援などの新たな研修事業の取り組み等に対応するため、利便性の高い経済産業省別館1階の公報閲覧スペースを研修スペースへ変更し、研修スペースの拡大を図った。内部研修スペースの拡大により、外部研修室使用料に係る経費を約14百万円削減することができた。

専門的な業務については、民間事業者及び外部人材を積極的に採用し、効果的な事業運営を行った。

・19年4月の小売等役務商標制度導入後の3ヶ月間は出願に係る暫定期間と定められたことから、当該期間中は相談業務の充実を図る必要があり、「専用ホットライン」（専用電話）設置の検討を開始した。この中で、土日祝祭日の業務については、民間機関と弁理士会との協力・連携の下に、弁理士による相談業務を実現する体制が迅速に整い、4月1日から、ホットラインの毎日の稼働を実現させた。

・専門的な業務円滑遂行のため、特許情報の閲覧指導等経験豊富な人材を契約職員として採用するとともに、各種業務を効率的に遂行するために、事務分野において派遣職員を採用するなどの体制を整えた。

	契約職員	派遣職員
平成18年度	24名	24名
平成19年度	62名	31名
平成20年度	65名	30名
平成21年度	66名	29名
平成22年度	45名	28名

（2）業務運営の合理化

・特許庁の開催する運営基盤システムワーキンググループ、新検索システムワーキンググループ、データ管理業務検討タスクフォースにオブザーバとして参加し、当館における業務影響の確認を行った。
・特許庁業務システム最適化計画の改定（20年10月及び21年10月）への対応を含め、特許庁業務システム最適化計画に対する当館業務への影響及び課題を調査し、特許庁と対応方法の検討を行った。

（3）業務の適正化

委託等業務に係る調達競争的契約への移行を図ること等により、業務経費については平均で3.6%、一般管理費については平均で3.1%の削減を達成し、業務運営の効率化を図ることができた。

●業務経費、一般経費等

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	平均
業務経費（既存）	11,261,020	10,876,666				
業務経費（既存+新規）	11,704,175	12,879,623	12,327,194	11,938,551	11,515,600	
効率化達成率		-3.4%	-3.4%	-3.2%	-3.5%	-3.6%
一般管理費（既存）	430,776	411,414				
一般管理費（既存+新規）	439,888	455,293	442,650	430,228	419,569	
効率化適正率		-4.5%	-2.8%	-2.8%	-2.5%	-3.1%

※1 18年度の業務経費（既存）は、平成18年度に業務移管した「情報システム関連業務経費」を除いた予算額

※2 19年度の業務経費（既存）は、平成18年度に業務移管した「情報システム関連業務経費」と「意匠公知資料機能拡張に要する経費」を除いた予算額

※3 18年度の一般管理費（既存）は、既存分の一般管理費と既存分の管理部門人件費を加えた予算額

※4 19年度の一般管理費（既存）は、業務移管分の一般管理費と管理部門人件費を除いた予算額

※5 19年度の効率化達成率は、（既存）分に対する効率化達成率

※6 20年度以降の効率化達成率は、（既存+新規）分に対する効率化達成率

単位：契約件数（件）

●締結した契約状況

契約金額（千円）

	18年度			19年度			20年度		
	契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率
競争入札	35	136,914	69%	66	1,809,171	78%	59	11,591,380	81%
企画競争・公募	26	377,187		20	3,809,659		13	4,589,078	
随意契約	57	10,112,234		35	4,381,299		15	2,976,311	
合計	118	10,626,335		121	10,000,129		87	19,156,769	
随意契約の割合	48%	95%		29%	43%		17%	15%	
	21年度			22年度					
	契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率			
競争入札	65	3,624,166	66%	49	8,091,983	69%			
企画競争・公募	13	93,098		10	51,271				
随意契約	10	491,950		6	382,082				
合計	88	4,209,214		65	8,525,336				
随意契約の割合	11%	11%		9%	4%				

（4）人件費削減の取組

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、適切な人件費管理を行ったため、第2期中期目標期間の最終年度である平成22年度において、5年間で10.7%の人件費削減（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）が達成できた。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【工業所有権情報の提供】

[中期目標の内容]

[工業所有権情報普及業務]

- ・工業所有権情報の普及及び内容の充実

出願人の出願や審査請求等を支援するとともに、審査・審判の迅速化に資するため、内外の最新の工業所有権情報を収集し、これを出願人などのユーザーにインターネットを利用して常時提供するとともに、その活用を支援する。また、迅速かつ的確な審査の実施に資するため、諸外国の工業所有権庁との審査情報の交換を促進する。

(1) ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供

特許電子図書館について、中小・ベンチャー企業や大学などのユーザーによる利用を促進するため、機能の向上、アクセスの改善等を図る（この結果、中期目標の終了時において、年間の検索回数を7,000万回以上に増加させることを目標とする）。その際、ユーザーの要請により的確に対応するため、閲覧業務及び相談業務との連携を図る。また、特許庁の提供する一次情報を基に多様な高付加価値サービスの提供を行う特許情報提供事業者との協力、相互補完関係を構築しつつユーザーにおける工業所有権情報の効率的な活用を促進するため、特許庁における審査経過等の情報を標準的なフォーマットに変換し、外部に提供する。

(2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用

ユーザーニーズに応えるとともに特許庁の審査等に資するため、他国の工業所有権情報の収集、保管及び管理を行うとともに、ユーザーの要請の強い工業所有権情報について和文抄録を作成し、一般に提供する。また、他国における我が国出願人の権利の的確な保護に貢献するため、特許庁が保有する工業所有権情報の英文抄録を作成し、他国の工業所有権庁に提供する。

(3) 審査結果等情報の提供システムの整備・運用

他国における的確な審査を促進し、我が国出願人のこれらの国における迅速かつ的確な権利取得に貢献するため、特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械を用いて英訳して他国の工業所有権庁に提供するシステムを整備し、運用する。

【達成実績】

[工業所有権情報普及業務]

工業所有権情報の普及及び内容の充実

(1) ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供

- ①中期計画で設定した特許電子図書館の検索回数7,000万回以上については、平成18年度はほぼ達成、平成19年度以降は目標を大きく上回った。

18年度：	6,969万回
19年度：	7,790万回
20年度：	9,546万回
21年度：	11,892万回
22年度：	8,600万回

ユーザーニーズを踏まえ、以下の事項をはじめとして、ユーザーの利便性向上を図るための各種機能改善等を実施した。

- 18年度： 公報と経過情報の相互リンク機能の追加、IPCとFI・Fターム検索を統合した分類検索機能の追加、審査書類照会サービスの拡充
- 19年度： 公報テキスト検索における公報全文検索機能の追加
- 20年度： 特許・実用新案検索における文献単位PDFダウンロード機能の追加
- 21年度： 公報テキスト検索におけるNOT演算機能等の追加
- 22年度： 視覚障害者に配慮し、IPDLトップページ及びセカンドページの配色変更、音声読み上げソフトに対応するインデックスの付与

②特許電子図書館の利用促進を図るための説明会を各地で実施した。

- 18年度： 5ヶ所（12回） 参加人数 計165名
- 19年度： 6ヶ所（6回） 参加人数 計93名
- 20年度： 7ヶ所（8回） 参加人数 計188名
- 21年度： 6ヶ所（8回） 参加人数 計171名
- 22年度： 7ヶ所（10回） 参加人数 計245名

③特許電子図書館のホームページにおいて、産業財産権相談サイトへリンクを張り、またトピックスに関係記事を随時掲載した。

④中期計画で設定した変換件数1,300万件以上については、中期計画期間を通し達成した。

- 18年度： 1,465万件
- 19年度： 1,530万件
- 20年度： 1,447万件
- 21年度： 1,501万件
- 22年度： 1,413万件

整理標準化データの業務工程の見直しを図り、情報の抽出からデータの提供までの期間を4年間で7日短縮した。

- 18年度： 2日間短縮
- 19年度： 2日間短縮
- 20年度： 2日間短縮
- 21年度： 1日間短縮

本業務については、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく特許庁の新事務処理システムの稼働に伴い、廃止する予定である。

(2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用

①中期計画で設定した和文抄録作成件数23万件以上については、中期計画期間を通し達成した。また他国の工業所有権情報の収集等を行い、作成した抄録等を含めIPDL等を通じて広く利用者に提供した。

【和文抄録作成件数】

- 18年度：294,733件
- 19年度：307,480件
- 20年度：293,199件
- 21年度：320,784件
- 22年度：313,442件

②中期計画で設定した英文抄録作成件数34万件以上については、18年度は達成したが、19年度から22年度については特許庁の公報発行件数が34万件に達しなかったため、発行された公報全件について抄録を作成した。

【英文抄録作成件数】

18年度： 353, 100件
 19年度： 336, 795件
 20年度： 312, 442件
 21年度： 303, 486件
 22年度： 288, 447件

また、業務工程を見直したことにより、公報発行から英文抄録提供までの期間を5年間で10日間短縮した。

18年度： 2日間短縮
 19年度： 2日間短縮
 20年度： 2日間短縮
 21年度： 2日間短縮
 22年度： 2日間短縮

③中期計画で設定した公報書誌データ作成件数50万件以上については、毎年度達成し、外国特許庁及び国際機関へ提供した。またFターム等検索コードに関する情報を英訳し、外国特許庁へ提供した。

【公報書誌データ作成件数】

18年度： 531, 579件
 19年度： 547, 041件
 20年度： 543, 112件
 21年度： 550, 200件
 22年度： 550, 255件

● Fターム等英訳作成件数

	(ターマ数)	(ターマ数)	(個数)
	英語版Fターム解説書	英語版Fタームリスト	英語版F Iリスト
18年度	102	23	2, 870
19年度	100	15	882
20年度	99	99	565
21年度	101	101	706
22年度	100	100	457

④翻訳品質の評価ツール及び評価マニュアルを作成し、和文抄録、英文抄録等について翻訳品質のサンプル調査を毎年度行い、品質の維持・向上を図った。

【翻訳品質評価件数】

18年度：文章評価 2, 040件、専門用語評価 259, 475件
 19年度：文章評価 483件、専門用語評価 8, 160件

20年度：文章評価	484件、専門用語評価	9,000件
21年度：文章評価	484件、専門用語評価	9,002件
22年度：文章評価	484件、専門用語評価	9,002件

(3) 審査結果等情報の提供システムの整備・運用

①海外特許庁等に対して「高度産業財産ネットワーク（AIPN）」により日本国における特許出願のサーチ及び審査結果に関する情報を提供した。

18年度：	25国・機関
19年度：	31国・機関
20年度：	37国・機関
21年度：	38国・機関
22年度：	41国・機関

②中期計画期間において、毎年度5,000語の辞書データを追加し、また、誤訳フィードバックボタンの追加をする等、翻訳ソフト・辞書機能の改善をし、AIPNの翻訳機能の強化を行った。平成19年度には、審査請求日の複数表示を可能とする対応を行い利用性の向上を図った。

[中期目標の内容]

[工業所有権関係公報等閲覧業務]

・中央資料館としての工業所有権情報の提供

公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、工業所有権情報普及業務とも連携しつつ、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、ユーザーに対して工業所有権情報を確実に提供する。

(1) 中央資料館としての確実な情報提供

「中央資料館」として、内外の工業所有権情報・文献を収集するとともに、全国主要都市にある9閲覧室を通じて、全国のユーザーに対して工業所有権に係る確実な情報提供を行う。特に我が国の公報情報については、公報発行日に即日閲覧に供するものとする。

(2) 閲覧用機器の機能向上及び設置台数の見直し

出願人などのユーザーがより精度の高い調査を行うことを支援するため、閲覧用機器（公報を検索・閲覧するためのコンピュータ端末）の使用環境（処理速度、操作性等）を特許庁の審査官が使用するシステムと同程度までに向上させる。また、「特許庁業務・システム最適化計画」の進展による工業所有権情報普及業務の効率化に合わせて、ユーザーの利用状況に対応した閲覧用機器の設置台数の見直しを行う。

[達成実績]

[工業所有権関係公報等閲覧業務]

中央資料館としての工業所有権情報の提供

(1) 中央資料館としての確実な情報提供

①内外の工業所有権関係公報を収集・整理し、行政機関の休日に関する法律で規定する日を除く日除き、全日において各閲覧室で閲覧に供した。ただし、那覇閲覧室については、台風の影響により2度の休館日あり。（19年度、22年度）

また、整理合理化計画を踏まえ、平成22年度をもって地方閲覧室（8ヶ所）を閉室した。

②第一公報閲覧室及び地方閲覧室において、利用者へ公報発行日に即日閲覧で情報提供を行った。

●閲覧者数（18年度～22年度）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
特許庁庁舎	34,062	29,069	22,791	16,677	13,921
経済産業省別館	517	88	23	8	8
札幌閲覧室	1,522	1,572	1,288	1,107	818
仙台閲覧室	1,015	820	610	388	176
名古屋閲覧室	3,255	2,603	2,090	1,939	1,470
大阪閲覧室	9,230	6,961	5,750	4,158	2,839
広島閲覧室	467	356	395	313	
高松閲覧室	1,208	1,111	960	907	533
福岡閲覧室	1,301	1,228	856	934	621
那覇閲覧室	430	385	279	284	208
合計	53,007	44,193	35,042	26,715	20,594

(2) 閲覧用機器の機能向上及び設置台数の見直し

①審査官が使用するものと同程度の機能を有する閲覧用機器（特許審査官端末）を、第一公報閲覧室において平成19年1月より順次導入した。

②各閲覧室の利用状況等に応じ、閲覧用機器の設置台数の見直しを行った。

●端末設置台数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
CD/DVD閲覧用端末	22	22	20	22	16
インターネット閲覧用端末	7	7	7	7	—
IPDL/WS	171	113	112	—	—
特許審査官端末	16	16	16	59	40
合計	216	158	155	88	56

整理合理化計画を踏まえ、平成22年度をもって閉室した地方閲覧室の特許審査官端末については、研修用機器として活用するため、人材育成部（8台）及び第一公報閲覧室（11台）に移設した。

[中期目標の内容]

[審査・審判関係図書等整備業務]

・審査・審判関係資料の充実及び閲覧等サービスの向上

(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実

国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献（ミニマムドキュメント）や特許公報以外の技術文献（非特許文献）に加え、カタログ等の公知資料について最新のものを収集し、提供する。

(2) 閲覧等サービスの向上

閲覧環境の一層の整備を図るため、収集した技術文献の閲覧等に必要な検索ツールの整備や文献リストの提供を行う。

〔達成実績〕

(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実

●保有冊数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
内国図書	957	698	576	379	479
内国雑誌	9,644	9,862	10,237	10,137	9,917
外国図書	78	72	41	44	40
外国雑誌	6,390	6,398	6,241	6,147	5,965

●出願書類（包袋・審判書類）の保管件数 （単位：千件）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
受入件数	24	25	24	22	16
出納件数	17	14	11	11	6
保管包袋（件）	3,634	3,656	3,424	3,188	2,906

①特許庁の審査官等と協議の上、特許協力条約に規定されている国際調査の対象となる非特許文献（ミニマムドキュメント）の調達計画を作成し、それに基づき各種文献の収集を行った。

・ミニマムドキュメント購入冊数

18年度： 2,749冊（144タイトル）

19年度： 2,943冊（144タイトル）

20年度： 3,343冊（144タイトル）

21年度： 2,919冊（144タイトル）

22年度： 3,174冊（144タイトル）

②特許庁の審査官等からなる図書選定担当者会議にて購入の必要性等を精査し策定した調達計画に基づき、審査・審判資料として必要な内外国図書、専門誌等の収集を行った。

③特許庁と協議の上定量的且つ分野に偏りのないよう国内外のカタログ等を収集し、意匠公知資料として整備した。

【内外国カタログ収集件数】

18年度：内国カタログ 3,041件、外国カタログ 1,025件

19年度：内国カタログ 11,393件、外国カタログ 3,122件

20年度：内国カタログ 11,931件、外国カタログ 3,029件

21年度：内国カタログ 11,915件、外国カタログ 2,997件

22年度：内国カタログ 12,007件、外国カタログ 3,000件

(2) 閲覧等サービスの向上

①閲覧可能な技術文献等のリストをホームページに掲載し毎月更新するとともに、行政機関の休日に関する法律で規定する日を除く全日において収集した文献等を対象に閉架式による閲覧サービスを行った。

②技術文献について分類番号等による検索が可能となるよう検索ツールを整備し検索方法等のマニュアルを作成した。

③審査・審判に関する技術文献資料として収集した資料の閲覧業務を実施するとともに、技術文献の検索等の相談に対処し一般ユーザーが国内外の最新技術情報を適時に閲覧できるよう支援を行った。

閲覧者数（閲覧件数）

18年度：267名（408件）、19年度：239名（407件）、20年度：210名（361件）、21年度：195名（562件）、22年度：192名（554件）

【中期目標の内容】

[工業所有権相談等業務]

・相談サービスの充実

中小・ベンチャー企業等の権利取得に係るコストを引き下げ、技術革新や事業化の速度に適応した機動的な権利の取得や活用を促すため、中小・ベンチャー企業を始めとするユーザーに対する工業所有権に関する相談サービスの強化を図る。

（１）相談への迅速な対応

面接・電話のほかあらゆる形態の相談に対応するとともに、相談形態ごとに回答期限（原則、来館及び電話での相談については直ちに、文書及び電子メールでの相談については1開館日以内）を設けることにより、それらに迅速に対応する。

（２）他機関との連携

相談サービスの充実を図るため、日本弁理士会、社団法人発明協会、中小企業支援機関等との連携を図り、工業所有権全般に渡って効率的な相談体制の整備を行う。その一環として、工業所有権に係る基本的な相談は他機関でも実施がなされるよう、これらの機関に相談ノウハウの提供を行う。

【達成実績】

（１）相談への迅速な対応

①形態別の相談件数の推移から電話、FAX、メール相談が増加傾向にあり、相談の内容も手続きの複雑化・高度化に伴い、難しい質問が多い中、一部の案件（勤務時間外での受付分等）を除き、中期目標に掲げられた回答時間内の処理を実現した。

●相談件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
相談窓口	12,109	11,804	10,920	11,346	8,466
電話相談	42,033	44,567	45,705	39,957	32,986
文書相談	1,018	1,055	973	572	319
FAX相談	418	681	677	1,227	1,115
電子メール	2,138	2,289	2,799	3,457	2,919
合計	57,716	60,396	61,074	56,559	45,805

ユーザーサービスの向上に資するため、電話相談時間を20時までの延長を実施した。
(平成18年7月より)

②相談を受けた案件は全て相談データベースに蓄積し、情報を効率良く管理し、情報の共有化を図った。特に文書、FAX、メール相談については、別途、受付簿を作成し、応答状況の管理を行った。

③平成20年度に相談サイトの構築を開始し、平成21年度よりWebにて一般に公開した。FAQ（良くある質問）に補正関連記事の追加を行った。（22年4月）
「かんたん商標出願講座（動画）」を作成し、相談サイトで公開した。（22年4月）

●FAQアクセス件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
アクセス件数	—	—	—	115,513	435,984

利用者に対して毎年度アンケート調査を実施し、サービスの向上に努めた。

●アンケート結果

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
配布件数	618	530	642	546	822
回収件数	393	342	240	216	366
回収率	63.6%	64.5%	38.5%	39.6%	44.5%

ユーザーにとって有益となるよう各種パンフレットを作成し、窓口や各種イベントにおいて配布した。

（2）他機関との連携

工業所有権全般に関する効率的な相談体制を整備することを目的として、以下の取り組みを行った。

- ・他機関で行う説明会で「産業財産権の相談」パンフレットの配布を行い相談窓口のPRを行った。
- ・他機関との連携を研修等を通じて行った
- ・他機関の相談アドバイザーからの相談についても対応した。また、相談内容によっては他機関の相談窓口を紹介する等の連携を図った。

【工業所有権情報の流通促進】

【中期目標の内容】

[工業所有権情報流通等業務]

特許流通市場の育成に向けた開放特許に関する情報提供の拡大及び特許流通専門人材の育成
知的創造サイクルの重要な要素である特許の活用を促進する観点から、開放特許（大企業、大学等が保有する特許であって、他者の実施に供する用意のあるもの）が中小・ベンチャー企業等において有効に活用されるよう円滑な情報提供を行うとともに、特許流通に係る専門人材の育成を促進することにより、開放特許の流通等が民間や地方公共団体等の関係者間で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境を整備することを目標とする。その際、中期計画において特許流通市場の育成に向けた達成目標をできる限り具体的かつ定量的に明示し、その達成度を踏まえつつ、特許流通アドバイザーの派遣における情報・研修館の事業規模の縮小や必要性の乏しい事業の廃止を含めた業務の見直しを行う。

(1) 人材活用等による特許流通の促進

自立的な特許流通市場の早期育成を目的として、特許流通の促進を支援する専門人材（特許流通アドバイザー）を地方公共団体等に派遣し、特許流通や技術移転に係る相談、仲介及び普及啓発を行う。

(2) 開放特許情報等の提供・活用の促進

開放特許に関する情報量の増大を図り、それらをより簡便に提供するサービスや開放特許を活用するために必要な情報を提供する。また、中小・ベンチャー企業等による特許情報を活用した技術開発を支援するため、専門家の派遣等により特許電子図書館などを用いた特許情報の検索方法や活用方法の普及を図る。

(3) 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備

自立的な特許流通市場に必要な知的財産権取引ビジネスを振興するため、事業の認知度の拡大及び当該事業者のユーザーへの紹介を行うなどの環境を整備する。

(4) 特許流通に関する調査

特許流通の円滑な拡大・定着のための環境を整備するため、内外の特許流通事業の現状及び特許流通市場の育成状況を調査・分析する。

[達成実績]

(1) 人材活用等による特許流通の促進

①中期計画で設定した特許流通アドバイザーによる年間企業訪問件数については、中期計画期間を通して118,684回となり、目標を達成した。技術移転成約件数も堅調に推移している。

●特許流通アドバイザーの企業訪問数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年度目標	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
訪問実績	28,425	22,530	24,237	22,826	20,166
成約件数	1,771	1,416	1,452	1,303	1,272

②中期計画で設定した地域における人材育成数については、特許流通アドバイザーのOJTによる指導等により、平成19年度からの4年間で、地方自治体の技術移転に関わる人材（特許流通アシスタントアドバイザー）110名の育成を完了し、目標を達成した。

(2) 開放特許情報等の提供・活用の促進

①開放特許を情報提供してその活用を促進するため、開放特許のライセンス情報や活用アイデアのデータベースの構築を行い、蓄積数の増加及び利用の増大を進めた。

●特許流通データベース等の蓄積数（年度末累計）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ライセンス情報	58,643	52,407	46,102	46,736	43,593
活用アイデア	18,480	14,310	10,742	8,553	6,781

●特許流通データベース等の検索回数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ライセンス情報	143,226	156,986	154,487	100,179	91,677
活用アイデア	36,609	25,057	15,719	9,130	3,858

②中期計画で設定した特許情報活用支援アドバイザー等による年間企業訪問件数については、毎年度目標を達成した。

●特許情報活用支援アドバイザー等の企業訪問数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年度目標	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
訪問実績	8,736	9,615	10,195	10,832	10,849

(3) 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備

①知的財産権取引事業へのアクセス機会を提供するため、知的財産権取引業者データベースの蓄積数を倍増させた。

●知的財産権取引業者のデータベースの登録数（年度末累計）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
登録数	79	89	96	103	180

②中小企業等が特許技術の内容やビジネスプラン等を提示し、知的財産権取引業者、金融機関等からライセンス等の各種申し出を募る特許ビジネス市を毎年度3回以上開催し、中期計画で設定した目標を達成した。

また、地方自治体が企画・開催する地域版の特許ビジネス市に対する開催支援も行った。

③特許流通を担う人材の育成を進めるため、毎年度国際特許流通セミナーを開催し、中期計画で設定した目標を達成した。

●国際特許流通セミナー参加人数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
参加人数	2,583	2,650	2,455	2,513	2,836

④特許流通・技術移転に携わる意志のある者を対象に、知的財産権取引や技術移転に関する知識を習得するための講座を毎年度10回開催した。

●特許流通講座参加人数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
参加人数	(基礎編10回)計762人 (実務編3回)計328人	(基礎編10回)計807人 (実務編3回)計369人	(基礎編10回)計953人 (実務編3回)計407人	10回計622人	10回計654人

(4) 特許流通に関する調査

①特許流通の実情など、特許流通を促進に役立つ調査を18テーマ実施した。

②特許流通事業の認知度調査を2回実施した。(18年度、19年度)

【情報システムの整備】

[中期目標の内容]

[情報システム業務]

最新の情報通信技術を活用して出願人などのユーザーの利便性の向上に資するため、情報提供業務などの円滑な実施に必要な情報システムの整備を図る。

(1) 電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進

平成17年10月に開始されたインターネット出願の促進・定着を図るため、ユーザーに対する普及活動を実施するとともに、工業所有権制度の改正に対応した電子出願ソフトの整備及び管理を行う。

(2) 公報システム等の整備・管理

公報のユーザーにおける利便性の向上を図るため、公報の発行又は利用に必要な公報システム、出願書類管理システム及び出願マスタデータの整備・管理を行う。

(3) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備

迅速かつ的確な審査に資するため、審査・審判に必要な資料等の電子データの作成等を行い、データベースを構築する。

(4) 特許行政に関する情報提供の支援

知的財産権制度の普及及び啓発に資するため、特許行政に関するきめ細かい情報の発信を支援する。

[達成実績]

[情報システム業務]

情報提供業務等の基礎となる情報システムの整備

(1) 電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進

①パソコン電子出願ソフトの管理・運用を行うとともに、制度改正対応として、地域団体商標制度の創設、関連意匠の後日出願、特許・実用新案の共通出願様式への対応、利用者の利便性向上として、国際出願機能の追加、オンライン発送・閲覧書類の拡大、情報通信技術の進捗対応として、Mac、Linux、Windows7の動作確認、電子証明書タイプの対象拡大等を行った。

	電子出願ソフトのバージョンアップ	ひな形のバージョンアップ	かんたん願書作成のリリース・バージョンアップ
18年度：	4回	2回	—
19年度：	3回	1回	—
20年度：	3回	3回	—
21年度：	3回	0回	—
22年度：	1回	0回	3回(7月リリース)

・共同利用パソコンの使用実績

19年度：	276件 (平成19年10月1日事業開始)
20年度：	464件
21年度：	702件
22年度：	337件 (平成22年7月末で事業終了)

②出願件数の多い企業及び要望のあった企業を訪問し、インターネット出願導入について説明した。

19年度：14社

20年度：19社

21年度：20社

22年度：14社

・電子出願普及説明会を各地で実施した。

19年度：11回 参加人数 計 453人

20年度：22回 参加人数 計1,604人

21年度：58回 参加人数 計2,210人

22年度：27回 参加人数 計 911人

・インターネット出願の普及を図るため、各種イベントに出展し、また依頼のあった研修・セミナー等に講師派遣を行った。

19年度： 9回

20年度：23回

21年度：17回

22年度：12回

(2) 公報システム等の整備・管理

①適切な公報システムの整備・管理を行うため、三極特許庁における明細書様式統一への対応等、法改正に伴う公報仕様変更に基づく公報システムの開発を行った。また、意匠・商標のインターネット公報の発行のため公報システムの開発を行った。

②出願書類管理システムを運用するための環境整備を行い、必要なデータの整備等を行った。

③出願マスタの経過情報が適正且つ迅速に反映されるよう、電子出願化以前の出願に係る追記・修正等のデータ作成を遅滞なく行い、出願マスタの整備を行った。

・データ作成件数

18年度：18,702件（19年1月より事業開始）

19年度：81,559件

20年度：47,912件

21年度：15,832件

22年度： 7,562件

(3) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備

①審査・審判の際の迅速且つ的確な先行技術調査を可能とするため、公開前の特許出願書類からDNA配列データ等の必要なデータを抽出・加工し、先行技術文献データベースに蓄積した。

・公開前DNAデータ加工件数(19年1月事業開始)

19年度： 6,557件

20年度： 5,305件

21年度： 5,840件

22年度： 5,310件

・ GENESEQデータ件数(19年1月事業開始)

19年度： 14,638,416件
20年度： 19,320,816件
21年度： 23,003,759件
22年度： 25,864,237件

・ DNA公共データベース件数(19年1月事業開始)

19年度： 87,500,293件
20年度： 108,278,429件
21年度： 124,427,764件
22年度： 141,906,883件

②審査資料に供する有益な非特許文献に対し、分類等の書誌情報作成及びイメージデータ化を行い、データベースに蓄積した。また、審査・審判官が拒絶理由通知等に引用した非特許文献を、出願人・代理人に通知書とともに、期間内に送付するためのイメージデータの作成を迅速に行った。

・ イメージデータ作成件数(頁数)

18年度： 12,269件(102,595頁)(19年1月事業開始)
19年度： 104,021件(795,995頁)
20年度： 108,457件(850,054頁)
21年度： 106,046件(819,978頁)
22年度： 99,191件(759,303頁)

・ 書誌データ作成件数

18年度： 32,638件(19年1月事業開始)
19年度： 86,415件
20年度： 36,807件
21年度： 32,153件
22年度： 21,967件

③特許文献の検索を効率的に実施する上で有用な資料及び検索キー等のデータの作成・収集を行った。

・ Fターム解説書(日本語)作成(19年1月事業開始)

19年度： 27テーマ
20年度： 13テーマ
21年度： 15テーマ
22年度： 7テーマ

・ 検索キーワードデータ購入件数

18年度： 100,634件(19年1月事業開始)
19年度： 389,722件
20年度： 383,052件
21年度： 372,306件
22年度： 351,834件

④出願された商標を解析し、商標検索に必要な検索キーとなる表示用商標、称呼、ウィーン国際図形分類等を付与したデータを作成するとともに、マドプロ出願の指定商品・指定役務名について和訳を作成し、類似群コードの付与を行った。

・商標解析作業件数

18年度： 36,966件（19年1月事業開始）
19年度： 161,216件
20年度： 141,997件
21年度： 132,340件
22年度： 134,032件

・マドプロ翻訳及び類似群コード付与作業件数

18年度： 4,069件（19年1月事業開始）
19年度： 16,914件
20年度： 18,381件
21年度： 17,755件
22年度： 16,791件

⑤商標審査に資するため、商標登録を受けることができない種苗登録された品種名、原産地名称、経済産業大臣指定マーク、周知・著名商標、審判決例等（サブデータ）を解析し、データベースを作成した。

・サブデータ解析作業件数

18年度： 408件（19年1月より開始）
19年度： 4,385件
20年度： 2,356件
21年度： 2,437件
22年度： 3,167件

（4）特許行政に関する情報提供の支援

①特許行政に関する情報についてインターネット技術を活用して電子的に提供するための必要な環境を整備し、中期計画期間を通して継続的に情報提供を行った。

・ユーザーアクセス件数

19年度： 18,476,237件
20年度： 16,255,638件
21年度： 15,177,065件
22年度： 14,436,972件

②特許行政への理解を促進し幅広い利用者層に知的財産権制度への関心を啓発するよう、利便性に配慮してコンテンツを作成するとともに、すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい情報提供となるようアクセシビリティについての調査を実施（20年度）するなどコンテンツの見直し・改善を図った。

・情報提供件数

19年度： 1,545件
20年度： 1,471件
21年度： 1,505件
22年度： 1,713件

【知的財産関連人材の育成】

[中期目標の内容]

[人材育成業務]

研修内容の充実と知的財産関連人材の育成の促進

政府の知的財産推進計画において知的財産に関連する人材の育成に向けた取組が決定され、知財人材の倍増に向けた政府全体の体制整備が急務となっている中、審査官・審判官等の育成とともに、民間の知的財産人材の育成を補完する観点から、審査官・審判官等が有する専門的な知識・ノウハウを民間等に提供する。

(1) 特許庁職員に対する研修

特許庁の業務を円滑に遂行するため、任期付審査官の大量採用、法律・国際関係等に関する高い専門知識の重要性の増大、先端技術の急速な進展等特許行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。

(2) 調査業務実施者の育成研修

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づいて、登録調査機関の調査業務実施者を育成するための研修を着実に実施する。

(3) 民間企業等の人材に対する研修

企業等において工業所有権に関する業務に従事する者の先行技術調査能力や実務的な知見を高めるための研修や中小・ベンチャー企業等における知的財産マインドの向上を支援するための研修を効果的に実施する。

(4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

特許庁職員を含む知的財産に関連する人材に対して行っている情報通信技術を活用した自己研鑽の機会の提供を充実させる。

(5) 大学の知的財産管理機構の整備支援

大学における知的財産戦略の策定や出願の選別等による権利の適切な保護・活用等に資するため、大学の知的財産管理部門の体制の整備の重要性を踏まえ、それらに必要な情報の提供・普及を行う。

(6) 工業所有権教育用教材の整備・提供及び活用の支援

知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成を図り、工業所有権に関する実践的な知識を備えた人材を育成するため、児童、生徒、学生等を対象とする教育用教材の整備、提供を行うとともに、教員等による活用を支援する。

[達成実績]

[人材育成業務]

研修内容の充実と知的財産関連人材の育成の促進

(1) 特許庁職員に対する研修

特許庁職員に対する研修については、研修計画（特許庁）に基づき、審査・審判官、任期付審査官及び事務系職員に対する階層研修を着実に実施した。

- ・先端技術の習得等のための専門研修の実施
- ・法的専門能力向上のための研修の実施
- ・国際化への対応能力向上のための研修の実施
- ・実践的な能力強化のための派遣研修の実施

●職員研修受講者数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総受講者数	6,002	5,571	6,110	5,919	6,017
審査・審判官（階層）	898	778	920	961	800
事務系（階層）	84	82	96	96	115
専門研修（技術・法律）	1,838	1,954	2,363	2,183	2,249
国際系（語学研修）	220	214	299	303	332
派遣研修等	1,857	1,805	1,778	1,836	1,779
その他	1,105	738	654	538	742

・審査系コース研修において、事例研究、演習、討論を多く取り入れ審査実務能力の強化を図った。事務系研修においても実践的科目を多く取り入れた。

・「当事者系審判研修」及び「先端技術研修」において、弁理士の参加を募り、特許庁職員と合同で研修を実施した。

・毎年度講師の見直しを行い、講師の充実及び研修内容の質的向上を図った。

・研修毎に研修生、講師からアンケートを回収し、集計・分析を行った。また、庁の関係部署からの意見を収集し、研修に対する要望等を把握・検討して研修科目及び内容の改善を行った。

・平成18年度から審査官補コース研修において、平成19年度から審査官コース前期研修において、eラーニングによる学習教材の活用を開始し、順次対象コンテンツの拡大を図りつつ積極的に活用した。

(2) 調査業務実施者の育成研修

①登録調査機関及びその設立予定機関の動向把握に努めつつ、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な研修を、毎年度4回実施し、中期計画で設定した目標を達成した。（延べ1,762名受講）

調査業務実施者の実践的な調査能力が身につけられるよう、新たな演習科目の追加等のカリキュラムの拡充、面接評価における質問例の見直し等、調査業務実施者育成研修のカリキュラムや評価方法の見直しを行った。

(3) 民間企業等の人材に対する研修

①特許侵害警告に対する対応能力強化と、知的財産マインドの向上を目的に、特許侵害警告模擬研修を実施した。また、毎年度地方都市でも開催した。

中小・ベンチャー企業における権利活用を目的に、平成21年度より知的財産権活用検討研修を実施した。

●特許侵害警告模擬研修

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
研修回数	4 (うち3回 地方開催)	4 (うち3回 地方開催)	6 (うち5回 地方開催)	5 (うち4回 地方開催)	5 (うち4回 地方開催)	24 (うち19回 地方開催)
受講者数(人)	178	119	133	100	113	643

●知的財産権活用検討研修

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
研修回数	—	—	—	1	2	3
受講者数(人)	—	—	—	15	51	66

②知的財産専門人材の特許要件の判断等に係る実務能力の向上を目的に、特許審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修、意匠拒絶理由通知応答研修を、20年度より毎年度実施した。

・知的財産管理技能士の知識・技能の維持・向上を図ることを目的に、20年度より知的財産管理技能士フォローアップ研修を知的財産教育協会と連携して実施した。

●審査基準討論研修

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
研修回数	3	3	3	4	4	17
受講者数(人)	92	78	95	85	79	429

●意匠拒絶理由通知応答研修

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
研修回数	—	—	1	1	1	3
受講者数(人)	—	—	32	29	22	83

●知的財産管理技能士フォローアップ研修

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
研修回数	—	—	1	3	1	5
受講者数(人)	—	—	38	106	14	158

③効率的な技術開発、重複研究の排除や真に必要な出願・審査請求を選択するのに資する特許情報検索に関する研修として、検索エキスパート研修[上級]、[中級]、[意匠]を毎年実施した。

・企業等知財担当者、特許事務所等のリーガルアシスタントに対して、20年度より特許情報検索に関する特許調査実践研修を大阪工業大学と連携して実施した。

●検索エキスパート研修

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
研修回数	7	7	7	7	7	35
受講者数(人)	285	302	226	242	264	1,319

●特許調査実践研修

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
研修回数	—	—	2	1	2	5
受講者数(人)	—	—	40	19	39	98

④知的財産関連業務を担当する行政機関職員等を支援することを目的に、知的財産に関する研修を、毎年度5回以上実施した。

●知的財産権研修(初級)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
研修回数	4	4	6	5	5	24
受講者数(人)	204	160	119	144	142	769

●知的財産権研修(中級)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
研修回数	—	—	—	1	1	2
受講者数(人)	—	—	—	21	30	51

●知的財産政策研修

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
研修回数	1	1	1	—	—	3
受講者数(人)	19	13	10	—	—	42

⑤また、上記の研修の実施にあたっては、情報・研修館に対する社会のニーズの把握に努めながら、以下の点に重点的に取り組んだ。

- ・研修生の相互検閲を図るよう、一部に討論形式の科目を導入し研修を実施した。
- ・各研修において、講師候補者の経歴などを考慮し、研修内容に対応する適切な講師選定を行った。
- ・研修受講者からのアンケート結果に基づき、カリキュラム、実施時期・場所等について随時見直しを行い、研修内容の質の向上を図った。
- ・第一期中期目標期間中に実施した商工会議所や中小企業経営指導員を対象に行った知的財産に関する基礎的な研修については廃止した。
- ・特許情報検索の実務能力を客観的に評価し、広く顕彰を行う特許競技大会及びフィードバックセミナーを20年度より実施し、特許情報検索に携わる者に対するインセンティブを高める機会を提供した。

●特許検索競技大会

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開催場所	—	—	東京・大阪	東京・大阪	東京・大阪
参加者数	—	—	86	85	169

・知的財産人材育成推進協議会の参加機関として、他の機関との連携強化を図りつつ、知的財産人材育成の取組を広く周知するためのイベントの開催や、知的財産人材育成に関する政策の提言を行った。また、平成19年10月から同協議会の事務局として、他の参加機関及び関係省庁との情報交換及び相互協力を推進した。

・中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）や韓国国際知識財産研修院（IIPTI）を始めとした、アジアの人材育成機関との間で人材育成機関間連携会合を開催するなど、情報交換及び相互協力を推進した。

・平成21年9月の第2回日中知財人材育成機関間連携会合において中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）と、平成22年5月の第2回日韓知財人材育成機関間連携会合において韓国国際知識財産研修院（IIPTI）と協力覚書を締結した。また、平成23年1月の第4回日中知財人材育成機関間連携会合では、両機関間の協力のさらなる発展に向けて、新しい協力覚書を締結した。

・20年度よりWIPO・GNIPAに参加し、同ネットワークのシンポジウムにおいて情報・研修館の取組を発信するなど、グローバルな観点から人材育成機関との情報交換を深めた。

●研修受講者満足度

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	全期間
満足度	98.3%	98.4%	98.1%	98.2%	98.2%	98.2%

・（2）のアンケートについては、毎年度平均80%以上から、「有意義であった」との回答を得ることを目標としているが、いずれの年度においても99%以上を達成した。

・（3）のアンケートにおいても、毎年度平均80%以上から、「有意義であった」との回答を得ることを目標としているが、いずれの年度においても97%以上を達成した。

●（2）調査業務実施者の育成研修のアンケート結果

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
有意義以上	99.2%	99.2%	99.6	100.0%	99.8%

●（3）民間企業等の人材に対する研修のアンケート結果

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
有意義以上	98.1%	98.1%	97.8%	98.0%	98.9%

（4）情報通信技術を活用した学習機会の提供

学習教材を更新分を含め5年間で36教材、三極協力用学習教材を平成18年度に4教材、平成19年度に4教材、平成20年度に3教材作成した。

- ・開発済みの学習教材（45コンテンツ）を特許庁及び情報・研修館職員に提供した。
- ・学習教材のうち、外部提供が可能な教材について、外部の知的財産関連人材に提供した。
- ・三極特許庁用の学習教材（11コンテンツ）を、特許庁及び情報・研修館職員、欧州特許庁（EPO）職員並びに米国特許商標庁（USPTO）職員に提供した。

②研修において使用した教材について、公開可能なものは、ホームページを通じて外部に提供した。

（5）大学の知的財産管理機構の整備支援

①大学等における知的財産管理体制の構築を支援するため、大学知的財産アドバイザーを毎年度20大学以上に派遣した。また、事業充実のため、必要に応じて派遣先大学の実情を把握するための実地調査を行った。

②大学に対する知的財産管理体制構築の相談会やセミナーを毎年度1回以上実施するとともに、大学知的財産アドバイザー派遣先大学等の知財担当者に対して研修を実施した。

③毎年度「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」を作成し、大学知的財産アドバイザー派遣先大学等に配布した。

(6) 工業所有権教育用教材の整備・提供及び活用の支援

①中期計画で設定した教育用教材の提供5,000ヶ所以上については、毎年度目標を達成した。また、産業財産権標準テキスト等の利便性向上、内容の改善を図るため、利用者に対しアンケート調査等を実施した。さらに、調査結果等を踏まえ、産業財産権標準テキスト等の内容を検討し、改訂を行った。

②産業財産権標準テキストを利用した知的財産教育の実践を行う事業を、毎年度50校以上の高校等（工業高校、商業高校、農業高校、水産高校及び高等専門学校）で実施した。また、知的財産教育の実践の報告会を毎年度2回開催するとともに、実践結果をもとに報告書を作成し配布した。

●知的財産教育推進協力校（18年度、19年度は実験協力校）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
協力校数	106	90	59	56	80	391

・知的財産教育の実践を行っている各学校の取組を紹介する映像及び事例集を作成し、映像についてホームページに掲載した（21年度：5校、22年度：5校）

・19年度から、専門教育機関等の学生及び生徒が、知的財産教育で培った能力を実践的に試すことができるパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを文部科学省、特許庁、日本弁理士会と共催で実施し、表彰式を開催した。

【財務内容の改善に関する事項】

[中期目標の内容]

1. 財務内容の透明性の確保

積極的な情報提供により財務内容の透明性を確保する観点から、経理事務や財務諸表の作成に外部の知見を積極的に活用するよう努める。

2. 効率化予算による運営

運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

3. 自己収入の確保

実費等の徴収を行うなどにより、可能な限り自己収入の確保を図る。

[達成実績]

財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 財務内容の透明性の確保

監査法人と顧問契約を締結し、専門的な観点から経理業務全般を適正に処理するための指導を受けた。

2. 効率化予算による運営

中期目標に示された効率化目標を踏まえた予算を作成し、当該予算の範囲内で効率的な運営に努めた。

・第2期中期目標期間の収支状況 (単位:百万円)

年度	a 収入決算	b 支出決算	収支差(a-b)
18	12,872	11,874	998
19	14,321	12,862	1,459
20	13,742	12,100	1,642
21	13,357	11,486	1,871
22	12,865	11,364	1,501

3. 自己収入の確保

工業所有権公報等閲覧業務等において複写手数料を徴収し、人材育成業務においては有料による研修を実施し、参加者から実費の徴収を行うなどにより、自己収入の確保を図った。

(単位) 千円

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
複写手数料	21,625	16,024	12,204	7,052	3,870
研修受講料収入	77,482	71,729	71,011	101,464	74,765
その他の収入	11	1,076	13	10	9
合計	99,117	88,829	83,228	108,526	78,644

【その他業務運営に関する重要事項】

[中期目標の内容]

1. ユーザーフレンドリーな事業展開

非公務員型の特長を活用し、弾力的な勤務形態の導入などを通じたユーザーサービスの一層の向上を目指す。また、ユーザーニーズの業務への機敏な反映を図るとともに、内部組織間の相互補完・協力を一層拡大するため、必要な組織の見直しを行う。

2. 特許庁との連携

高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくとともに、情報・研修館と特許庁の両者の業務の効率化に資するよう、引き続き人事交流を含めた特許庁との密接な連携を図る。

3. 広報・普及活動の強化

知的財産に係る総合支援を目指し、ユーザーサービスの広報・普及活動の強化に積極的に努める。

[達成実績]

1. ユーザーフレンドリーな事業展開

○主な取組

- ・ユーザーサービス向上のため、電話相談を18時までのところを20時まで延長した。
- ・インターネット出願への切替え時に相談対応要員を23時まで配置した。
- ・IPDL講習会を一般ユーザーが参加しやすい土日に開催した。
- ・特許検索競技大会をユーザーが参加しやすい休日に開催した。

- ・ 地方閲覧室の閲覧指導員を対象としたスキルアップ研修を実施した。
- ・ IPDL利用者に対するアンケートを実施し、結果を踏まえ機能改善に結びつけた。
- ・ 窓口業務を行う契約職員（地方含む）を対象に、CS（顧客満足）研修を実施した。
- ・ INPITホームページに設置されている「お問合わせ」を活用し、INPITにおける支出の見直し資する情報や提案をユーザー等から幅広く募集した。
- ・ 運営会議（年10回）や定例会議（週1回）の場をはじめ、知財人材育成の今後のあり方など、目的に応じたプロジェクトチームを発足し、将来に向けた横断的な事業展開についての検討を行った。
- ・ INPITインフォメーション（イントラネット）及び電子メールにより、積極的に情報共有を図ることで組織内の相互補完を実施した。

2. 特許庁との連携

○主な取組

- ・ INPITの課題や今後のあり方等について、所管省庁である特許庁の幹部及び関係者と定期的に意見交換を行うことにより、より密接な連携を図った。
- ・ INPITと特許庁との業務の効率化に努めるため、特許庁職員に対する研修についてINPIT職員も参加させた。
- ・ 特許庁が設置する「イノベーションと知財政策に関する研究会（知財制度を巡る様々な課題について議論を行い、我が国知財システムが目指すべき将来像の取り纏め）」に理事長が参画し、INPITの今後の在り方などを議論するための情報を収集した。
- ・ INPIT相談部によせられた要望等については、特許庁関係課室に定期的に情報提供を行うとともに、特許庁の新規施策や制度改正などについて、特許庁担当者を講師に迎え勉強会を実施した。

3. 広報・普及活動の強化

- ・ 当館事業の効果的な周知を図るため、各事業部と連携により各種イベントへ出展するなど積極的な広報・普及活動を行った。
- ・ 新聞等への広告掲載、特許庁電子広報誌や各種メールマガジンへの記事掲載など積極的な広報活動を行った。
- ・ ホームページの操作性の向上、アクセス環境の向上を図るためにリニューアルを実施するとともに、携帯電話用サイトを開設し情報発信の拡充を行った。
- ・ 適切な情報管理を推進するために、平成19年に情報セキュリティポリシーを策定した。これ以降、全役職員を対象とした情報セキュリティポリシーに関する教育（研修、自己点検等）の義務化実施により、情報管理を強化している。

○その他業務運営に関する事項

- ・ 施設・設備に関する計画なし

○人事に関する計画

- (1) 直接部門と一般管理部門の常勤職員を効率的に配置することにより、期末における一般管理部門の常勤職員数が占める割合を期初における同割合未満とすることができた。

[参考]

- 1) 期初の割合 23%
- 2) 期末の割合 18%

(2) 人員に係る指標

直接部門と一般管理部門の常勤職員を効率的に配置することにより、期末における一般管理部門の常勤職員数が占める割合を期初における同割合未満とすることができた。

[参考1]

- 1) 期初の常勤職員数 79人
- 2) 期末の常勤職員数 97人

[参考2]

・中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額 4,596百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。